

(令和8年7月13日 熊本県子ども未来課)

令和8年度(2026年度)児童福祉行政・保育所等指導監査について

1 監査方針

令和8年度(2026年度)社会福祉施設等指導監査方針(別添)に基づき実施します。

2 監査対象

熊本市内を除く県下全域における児童福祉施設(保育所(保育所型認定こども園を含む)及び幼保連携型認定こども園。以下、「保育所等」という。)、市町村及び社会福祉法人を対象とします。

※法人監査については、法人の各所轄庁の指示に従ってください。

3 実施方法及び監査日程等

(1) 実施方法

- ・全ての施設において書面を提出していただきます。
- ・原則として運営管理面・処遇面ともに実地による監査を行います(公立保育所についても同様)が、「実地によらない検査」を行うことも可能とする。
- ・「実地によらない検査」を実施する場合は、【国通知による基準】及び【本県独自の基準】(令和7年(2025年)3月28日付け子未来第1240号)の各項目の内容をいずれも遵守した上で、各広域本部・振興局において対象施設の選定を行います。
- ・なお、同一事項について2年以上連続して文書指摘を行っている場合や、指摘事項に関する評点が15点以上の場合等、特に助言等が必要と認められる場合は、適宜重点的に監査を実施します。

<必要と認める場合の例>

- ・同一事項について2年以上連続して文書指摘をされた場合
- ・指摘事項に関する評点が15点※以上の場合 等

※指摘事項に関する評点

文書指摘／1件5点(同一項目について2年以上連続して文書指摘が行われているもの)

文書指摘／1件3点

口頭指摘／1件1点

(2) 実施日程

- ・広域本部(地域振興局)において、施設と日程調整を行います。
- ・実施の概ね1か月前までに対象施設に通知します。
- ・管内各市が実施する法人指導監査と県が実施する保育所等指導監査は、可能な限り同日に行います。

4 今年度の重点項目

※1 保育所等における適切な職員処遇の確保について

※2 保育所等における不適切保育の発生状況とその後の対応について

(1) 共通項目

2年以上連続して同じ項目において文書指摘がなされている又は指摘事項に関する

評点が15点以上の市町村、法人若しくは施設等に対する指導。

(2) 市町村児童福祉行政指導監査

- ① 保育を要する児童（数）等が適切に把握されているか。
- ② 保育所の適正配置等が行われているか。
- ③ 運営費の支弁が適正に行われているか。

※保育士確保の支援について取組状況を確認

※不適切保育等に対する対応状況について確認

(3) 保育所指導監査

【運営管理面】

① 施設運営の適正化

- ・基準条例等に規定された適正な職員配置となっているか。
- ・利用者からの施設内における苦情を受け付ける窓口が設置されているか。
また、苦情解決の手続きを利用者に周知しているか。
- ・子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。
- ・子どもに対する児童福祉法第33条の10に掲げる行為等を防止する対策を講じているか。 ※2
- ・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っているか。 ※2

② 職員体制

- ・職員の採用にあたり、保育士特定登録取消者に係るデータベースを確認しているか。

③ 適切な職員の処遇

- ・給与規程は適正に整備、運用されているか。また、給与格付、昇格、諸手当の支給等は、諸規程に基づき適正に行われているか。 ※1
- ・就業規則に定められた休憩時間が適切に取得されているか。 ※1

④ 保育方針及び全体的な計画

- ・日々の保育について定期的に振り返りを行い、風通しの良い職場環境づくり及び職員間の相互理解を深める取組みを行っているか。

⑤ 安全管理

- ・子どもの性的な部位を含む画像等を、ホームページ等に掲載していないか。

⑥ 適正な会計処理

- ・運営費の弾力的運用が行われている場合、経理等通知の要件を満たしているか。
- ・前期末支払い資金残高及び各種積立金の取崩しについて、手続きや使途は適正なものとなっているか。

【処遇面】

① 安全管理の徹底

- ・子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置を講じるとともに、安全計画の策定が行われているか。

② 防災対策の充実強化

- ・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

(4) 幼保連携型認定こども園指導監査

【運営管理面】

① 施設運営の適正化

- ・基準条例等に規定された適正な職員配置となっているか。
- ・利用者からの施設内における苦情を受け付ける窓口が設置されているか。
また、苦情解決の手続きを利用者に周知しているか。
- ・子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。 ※ 2
- ・児童に対する児童福祉法第33条の10に掲げる行為等を防止する対策を講じているか。 ※ 2
- ・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っているか。 ※ 2

② 職員体制

- ・職員の採用にあたり、保育士特定登録取消者に係るデータベースを確認しているか。

③ 適切な職員の処遇

- ・給与規程は適正に整備、運用されているか。また、給与格付、昇格、諸手当の支給等は、諸規程に基づき適正に行われているか。 ※ 1
- ・就業規則に定められた休憩時間が適切に取得されているか。 ※ 1

④ 保育方針及び全体的な計画

- ・日々の保育について定期的に振り返りを行い、風通しの良い職場環境づくり及び職員間の相互理解を深める取組みを行っているか。

⑤ 安全管理

- ・子どもの性的な部位を含む画像等を、ホームページ等に掲載していないか。

【処遇面】

① 安全管理の徹底

- ・子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置を講じると共に、安全計画の策定が行われているか。

② 防災対策の充実強化

- ・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

5 監査体制と監査当日の留意点

- ・各所轄庁職員（2～3名）、必要に応じて管理栄養士等の同行等により実施します。
- ・市町村（熊本市を除く）が実施する特定教育・保育施設の確認監査と県が行う指導監査は、可能な限り同日に行うものとします。
- ・同一の建物・敷地内で複数の施設を運営する事業者に対する実地指導監査は、可能な限り同日に行うものとします。
- ・指導監査時は、原則、理事（施設長を兼務の理事を除く）及び監事の立会いを求めています。

- ・指導監査を効率的に行うため、当日は関係書類を監査実施会場に御準備ください。
 - ・「実地によらない検査」を実施する場合においては、書面確認のみではなく、必要な書類等を適した方法にて確認を行います。
- ※実施方法の詳細については各所轄庁より連絡があります。

6 監査資料等

(1) 提出書類

- ・提出書類は、次の表のとおりです。
根拠：「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成28年10月24日雇児発第1024第1号厚生省児童家庭局長通知)
- ・添付書類については、各監査資料の最後の頁に記載の内容を参照ください。
なお、提出する部数については、各所轄庁からお知らせします。
- ・提出書類はA4サイズを基本とし、ホッチキス留めをせず、1部ずつクリップ留めのうえ、御提出ください。
- ・当方で複写することがありますので、背貼り等されないよう御注意ください。

監査対象	提出書類
市町村	・1-①児童福祉法施行事務指導監査資料 ・1-②児童福祉法施行事務指導監査調書 ・添付書類 ※「1-(2)児童福祉法施行事務指導監査調書」「添付書類」の提出については、広域本部・振興局の指示に従ってください。
保育所 (公立)	・3-①-1 保育所監査資料[公立] ・3-②-2 保育所自己点検表 [公立] ・添付書類
保育所 (私立)	・3-②-1 保育所監査資料 ・3-②-2 保育所自己点検表 [(私立) 施設運営管理] ・3-②-3 保育所自己点検表 [(私立) 経理] ・収支分析表 (※該当施設のみ提出) ※監査資料16-(8)により、積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、事業活動収入計の5%を超えている場合 等 ・添付書類 ※運営規程、就業規則、経理規程、給与規程等については、新規施設及び既存施設で変更がある場合のみ添付
幼保連携型 認定こども園 (公立)	・4-①-1 幼保連携型認定こども園監査資料[公立] ・4-①-2 幼保連携型認定こども園自己点検表[公立] ・添付書類 ※運営規程等については新規施設及び既存施設で変更がある場合のみ添付
幼保連携型 認定こども園 (私立)	・4-②-1 幼保連携型認定こども園監査資料 ・4-②-2 幼保連携型認定こども園自己点検表[(私立) 施設運営管理] ・3-②-3 保育所自己点検表 [(私立) 経理] ・「収支分析表」(該当施設のみ) ・添付書類 ※運営規程、就業規則、経理規程、給与規程等については、新規施設及び既存施設で変更がある場合のみ添付

(2) 提出期限及び提出先

提出期限は、原則、監査実施日の14日前です。
なお、提出先等の詳細については、後日、各所轄庁から別途通知します。

(3) 各種様式

熊本県ホームページに掲載しますので、ダウンロードして御利用ください。

【掲載場所】

「県庁の組織でさがす」→「健康福祉部子ども未来課」

→「保育所」または「認定こども園」

→「令和8年度保育所・幼保連携型認定こども園等 指導監査様式集」

※必ず新しい様式をダウンロードして作成してください。

※記入漏れ及び添付書類漏れを防ぐため、提出前に必ず「提出資料確認表」（県ホームページに掲載）で御確認ください。

(4) 各様式等に関する前年度からの主な変更点

平成29年度以降、作業の簡素化を図るとともに、国が制定した社会福祉法人監査ガイドライン等に沿って随時、修正を行っております。

なお、保育所等指導監査における各様式の主な変更点（年度、元号の変更を除く）は、次のとおりです。

- ・「保育所自己点検表〔公立〕、〔（私立）施設運営管理〕及び「幼保連携型認定こども園自己点検表〔公立〕、〔（私立）施設運営管理〕」について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）等の施行に伴う準備状況を確認する項目を追記。
- ・「幼保連携型認定こども園自己点検表〔公立〕、〔（私立）施設運営管理〕について、特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベース（「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき文部科学省が整備）の活用状況を確認する項目を追記。
- ・「保育士資格・教諭免許を有する職員一覧」に、保育教諭に係る資格等未取得者について取得予定時期を記載する欄を追記。

7 監査結果と公表について

- ・監査結果については、各所轄庁から文書でお知らせします。
文書指摘事項については早急に改善のうえ、指定された期日までに、改善状況がわかる書類を添えて、文書で報告してください。
- ・口頭指摘事項についても、文書でお示ししますので、速やかに改善してください。
- ・令和8年度の監査結果は、文書指摘事項とその改善状況を含め、**令和9年度に県ホームページにおいて公表**します。
- ・国が制定した監査ガイドラインに基づき、消防関係法令及び労働関係法令に関する違反等については、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることとされています。